

# 中学校英語スピーキングテスト実施方針

令和5年4月

東京都教育委員会

## 目 次

I 全体概要	1
1 「話すこと」の評価方法	
2 スピーキングテスト実施の目的	
3 スピーキングテスト実施スケジュール	
4 東京都教育委員会と事業者との連携方法及び費用負担の在り方	
II 事業者を求めるスピーキングテスト実施要件	3
1 基本的事項	
2 実施及び運営に関すること	
III 中学校英語スピーキングテストに係る東京都教育委員会の役割	6
1 スピーキングテスト実施要件の確認	
2 財政負担	
3 スピーキングテスト問題の決定、スピーキングテストの実施及び運営に関する承認	
4 個人情報の取扱い	
IV 今後の予定	7
1 事業者の募集、選定等	
2 事業の進め方等	
3 スケジュール	

## I 全体概要

「英語「話すこと」の評価に関する検討委員会報告書」(平成31(2019)年2月)を踏まえ、東京都教育委員会が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育を推進するため、以下により都内公立中学校、中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部(以下「中学校」という。)における全学年の生徒の英語「話すこと」(以下「話すこと」という。)の能力を客観的に評価するためのスピーキングテスト(ESAT-J、ESAT-J Pre 1及びESAT-J Pre 2)を実施する。

本方針に基づき、第3学年生徒を対象としたESAT-Jを令和6年度から実施する。また、生徒の学習意欲の向上や、教師による指導改善を図る目的で、ESAT-J Pre 1及びESAT-J Pre 2を令和5年度から実施する。ESAT-J Pre 1は第1学年全生徒、ESAT-J Pre 2は第2学年全生徒を対象とする。

本方針においては、令和5年度から令和10年度までのスピーキングテストの実施方針を定める。令和11年度以降については、本方針に基づくスピーキングテストの実施状況を踏まえた上で、新たに方針を定めるものとする。

### 1 「話すこと」の評価方法

東京都教育委員会が、民間の資格・検定試験団体等(以下「事業者」という。)と共同で実施するスピーキングテスト(以下「スピーキングテスト」という。)を活用し、各学年における中学生のスピーキング能力の到達度を把握する。

### 2 スピーキングテスト実施の目的

#### (1) 中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実

中学校で学習した「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」の4技能のうち、「話すこと」に関する技能の習得状況の成果と課題を検証し、学習指導要領の目標の実現に向けた指導の更なる充実を図る。

#### (2) 都立高等学校入学者選抜における「話すこと」に関する評価の活用

中学校第3学年段階におけるスピーキングテストの結果を、都立高等学校入学者選抜において「話すこと」に関する評価として活用する。

#### (3) 高等学校における「使える英語力」を育成するための指導の充実

都立高等学校入学者のスピーキングテストの結果を踏まえて、高等学校入学後、生徒一人一人の個に応じた4技能の総合的な指導の充実に生かす。

3 スピーキングテスト実施スケジュール

スピーキングテストの実施のスケジュールは（別表）のとおりとする。

（別表）

年 度	令和5年度	令和6年度～令和10年度	
種 類	ESAT-J Pre 1(第1学年) ESAT-J Pre 2・ESAT-J プレテスト(第2学年)	ESAT-J	ESAT-J Pre 1 ESAT-J Pre 2
対 象	都内公立中学校 第1・2学年全生徒	都内公立中学校第3学 年全生徒及び都立高 等学校入学者選抜受 検予定者等	都内公立中学校 第1・2学年全生徒

4 東京都教育委員会と事業者との連携方法及び費用負担の在り方

- (1) 東京都教育委員会は、中学校で指導する英語技能のうち、「話すこと」に関する指導の成果及び課題を把握し、指導の改善・充実に生かすとともに、都立高等学校入学者選抜にも活用できるよう、企画・提案等により、事業者を公募・選定の上、決定する。
- (2) 東京都教育委員会は、以下「Ⅱ 事業者を求めるスピーキングテスト実施要件」のとおり、スピーキングテストの基本的事項や実施及び運営に関する事項について事業者と協定等を締結する。
- (3) 事業者は、各学年における到達度を測るためのアチーブメントテストとしてスピーキングテストを実施する。実施に係る費用については東京都教育委員会が負担する。
- (4) 事業者は、令和6年度以降のESAT-Jの都立高等学校入学者選抜での活用に向け、出題内容・実施方法等を確認するため、令和5年度内に、東京都教育委員会との協定に基づき、第2学年生徒を対象にプレテストを実施する。プレテストは、ESAT-J Pre 2を兼ねる。

## II 事業者を求めるスピーキングテスト実施要件

スピーキングテストの実施に当たり、以下の要件を定める。ただし、社会情勢や学校の状況の変化、技術革新等により、内容を変更する可能性がある。ESAT-Jの内容の変更を行う場合は、原則として、変更する年度の前々年度には変更する内容を確定する。

### 1 基本的事項

#### (1) 出題方針、出題内容

##### ア 出題方針

中学校の教育課程に基づく学習の成果としての「話すこと」の力をみる。

##### イ 出題内容

(ア) 中学校学習指導要領(外国語)における「話すこと」に準拠した内容とする。

(イ) 知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力などをみる。

#### (2) 実施方式

事業者が準備するタブレット端末等及びヘッドセットを使用し、端末の画面及びヘッドセットからの音声による出題に対し、解答音声を録音する方式で実施する。

GIGAスクール構想に基づく一人1台端末を利用する場合は、均質かつ安定的にスピーキングテストを実施するための環境整備、関係機関との調整及び準備を確実に行う。

#### (3) 実施日程等

##### ア ESAT-J

中学校の教育課程や進路指導の日程、都立高等学校入学者選抜を受検する中学生の負担や、スピーキングテスト実施から結果提供までの採点期間等を考慮し、令和6年度以降の実施日程を原則として毎年度、11月の第4土曜日から12月の第2日曜日までの期間における週休日又は祝日とする。

実施日は、原則として1日とし、同時間帯に一斉に実施する。

なお、ESAT-J当日に、インフルエンザ等の学校感染症に罹患するなどの理由で受験できなかった受験者のために、12月中旬頃に予備日を設定する。また、障害特性等の理由により受験できない生徒のために、体験受験日を設定する。

##### イ ESAT-J Pre 1 及びESAT-J Pre 2

各学年の学習状況を鑑み、毎年度1月から3月までの期間で実施する。実施日は区市町村教育委員会との調整に基づき、上記期間内に各中学校において設定する。

#### (4) 受験回数

原則として、各受験者、毎年度1回とする。

#### (5) 実施会場

##### ア ESAT-J

公正・公平な環境で実施するために、原則として大学・都立学校等の外部施設を利用する。島しょを含む一部地域については都有施設等の利用を検討する。

実施会場の選定については、受験者の移動時の利便性に十分配慮する。

- イ ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2  
原則として、受験者が在籍する中学校とする。

(6) 受験に係る必要経費

対象中学生全生徒の各スピーキングテストの受験に係る必要経費（1回分）については、東京都教育委員会が費用を負担する。事業者は、既存の英語の資格・検定試験の市場価格を踏まえ、適切な価格を設定する。

(7) 採点

ア 採点期間

スピーキングテスト実施から 45 日間以内で結果を提供する。

イ 採点結果

採点結果は IRT による等化处理を行い、経年変化を見ることを可能とするとともに、本試日と予備日の結果の等化を可能とする。

ウ 結果について

採点結果は次の 3 種類の内容を基本とする。

(7) 0～100 までのスコア

(イ) CEFR-J に基づく 6 段階評価 (ESAT-J GRADE)

ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2 については別途定める。

(ウ) CEFR

(8) 採点結果及び音声データ等の提供

受験者の「話すこと」の力の向上に資することを目的とし、採点結果及び学習アドバイス等の結果帳票を受験者に対して提供し、受験者が ESAT-J において解答した音声データについては希望者に対して提供する。

また、受験者の在籍する中学校に対し、受験者の採点結果並びに東京都及び自校の分析結果を提供する。

さらに、区市町村教育委員会に対し、所管する中学校の結果並びに東京都及び自治体の分析結果を提供する。

2 実施及び運営に関すること

(1) 採点基準の設定及び採点方法

ア 受験者の能力を正しく測ることのできる、出題方針に沿った採点基準を設定する。

イ 採点に関する研修を受講し、トレーニングを行った採点者が採点を行う。

ウ 採点は複数の採点者で行うとともに、採点結果を点検する機能を確保する。

エ 採点期間の短縮化、採点コストの低廉化の可能性を追求する。

(2) 試験監督等

ア ESAT-J

(7) 各実施会場には、実施責任者、副責任者をはじめとする、スピーキングテストを公正・公平に実施するために必要な人員を配置する。

(イ) 実施会場において、受験者への説明やスピーキングテストの進行管理等を行う試験監督

者を配置する。

- (ウ) 不測の事態に対応するため、十分な補助員を配置する。
- (エ) 受験中における不正防止の観点から、実施会場において、受験者の所持する情報端末を一時回収する。回収した情報端末は、試験日程終了後各受験者に返却する。そのための対応を行う十分なスタッフを各会場に配置する。
- (オ) 受験者が着実に受験教室に到着できるよう、各実施会場に誘導員を配置する。
- (カ) 受験者に分かりやすい指示内容、方法等により、円滑な実施を担保する。

イ ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2

- (ア) 各実施会場には、実施責任者及び補助員の外、スピーキングテストを確実に実施するために必要な人員を配置する。
- (イ) 使用する機器のシステムトラブル等に対応するため、十分な補助員を配置する。
- (ウ) 受験者に分かりやすい指示内容、方法等により、円滑な実施を担保する。

(3) 使用機器

- ア スピーキングテストで使用する機器（タブレット端末等及びヘッドセット）について、十分な整備及び点検を行う。スピーキングテスト実施に支障がある端末が発生した場合に備え、代替端末を確保する。
- イ G I G A スクール構想に基づく一人1台端末を使用する場合、様々なスペックの端末でトラブルなく試験を受験できるよう、スピーキングテスト実施のためのシステムテストを十分に実施する。この場合においても、スピーキングテスト実施に支障がある端末が発生した場合に備え、代替端末を確保する。

(4) 障害等のある受験者に対する特別措置について

障害等のある受験者に対しては、受験方法、受験時間、実施会場等についての特別な措置を申請することを可能とし、受験者の障害の特性等を考慮した上で、特別措置を行う。

＜ 特別措置の内容（例）＞

時間延長、拡大文字、テキスト入力による応答、代理タイピング、別室受験、I C T 機器の使用、介助者（代筆者や音読者などを含む。）の同行等

(5) 日本語の指導が必要な受験者に対する特別措置について

日本語の指導が必要な受験者に対して、特別な措置を申請することを可能とし、特別措置を行う。

(6) 留意事項

- ア 受験者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令、東京都サイバーセキュリティポリシーを遵守し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。国外において個人情報を扱う場合も、国内の取扱いに準じた管理を行う。
- イ 受験に関する不正行為、スピーキングテスト問題の情報流出等への予防措置を講じる。
- ウ ESAT-J については、中学校の教職員には、試験監督及び採点への関与を求めない。

### Ⅲ 中学校英語スピーキングテストに係る東京都教育委員会の役割

#### 1 スピーキングテスト実施要件の確認

上記Ⅱで記載した事業者を求めるスピーキングテストの実施要件が満たされているか確認を行う。

#### 2 財政負担

東京都教育委員会は、受験者及び事業者に対して、毎年度の東京都議会の議決及び別途定める協定等の規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、次のとおり費用負担を行う（詳細は募集要項等に規定）。

- (1) 対象中学生全生徒の各スピーキングテストの受験に係る必要経費（1回分）
- (2) 結果検証のための費用
- (3) 区市町村教育委員会及び中学校を対象とした説明会実施のための費用

#### 3 スピーキングテスト問題の決定、スピーキングテストの実施及び運営に関する承認

##### (1) 問題

東京都教育委員会が設定する出題方針に基づき、東京都教育委員会が設置する中学校英語スピーキングテスト問題検討委員会において、事業者が作成した問題案について検討し、東京都教育委員会が決定する。作成したスピーキングテスト問題及び解答の著作権は、東京都教育委員会に属する。

##### (2) 実施及び運営

東京都教育委員会が設定する実施方針に基づき、事業者が実施計画を作成し、東京都教育委員会の承認を受け、実施する。

#### 4 個人情報の取扱い

東京都教育委員会は、本事業の実施に関し取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を言う。以下同じ。）を、関係法令等に従い適切に取り扱う。

事業者は、個人情報を東京都教育委員会と同様に取り扱う。



#### IV 今後の予定

都内公立中学生の「話すこと」の能力を評価するため、スピーキングテストを実施する事業者の募集等を以下のとおり実施する。

##### 1 事業者の募集、選定等

###### (1) 事業応募者の要件

事業応募者は、それぞれのスピーキングテストに対して、事業期間中の安定した運営が可能な企画力、技術力、運営力及び経営能力等を有する者で、英語の資格・検定試験を実施した経験を有する者とする（詳細は募集要項に規定）。

###### (2) 提案審査

###### ア 審査委員会の設置

事業応募者から提出された提案書等の審査は、有識者等により構成される審査委員会が行い、東京都教育委員会が示したスピーキングテスト実施要件の各項目等を審査の上、連携する最優秀事業応募者を選定する（詳細は募集要項等に規定）。

###### イ 事業予定者等の決定

審査委員会等の選定結果を踏まえ、東京都教育委員会が事業予定者及び次点を決定する。

##### 2 事業の進め方等

上記により選定した事業予定者と具体的内容等に関して協議を行い、協議結果に基づき基本協定その1を締結する。基本協定その1を締結した事業予定者は、東京都教育委員会と協議の上、事業計画を策定し、東京都教育委員会に提出するとともに、本事業の業務内容、諸手続等について定める基本協定その2、また、各年度の計画等を定める実施協定を締結する（詳細は募集要項等に規定）。

##### 3 スケジュール

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和5年5月上旬
提案書の受付	令和5年5月29日（月曜日）から 令和5年6月9日（金曜日）まで
審査委員会の開催	令和5年6月中旬から下旬
最優秀事業応募者の決定及び公表	令和5年7月上旬
基本協定その1の締結	令和5年7月中旬
基本協定その2及び実施協定の締結	令和5年7月下旬から8月上旬